

# 地域公共交通会議

多様なニーズに的確に対応した  
運送サービスの提供を目指して

近年、過疎化が進行し少子高齢化が進展する中で、各地で導入されつつあるコミュニティバス、乗合タクシー、市町村バス、NP〇等によるボランティア有償運送等の新たな運送サービスが、地域の多様なニーズに的確に対応しつつ、安全・安心なものとして提供されるため、平成18年10月に道路運送法の一部が改正され、自治体・乗合バス事業者・住民・関係者等が地域交通を検討する「地域公共交通会議」の仕組みが導入されました。

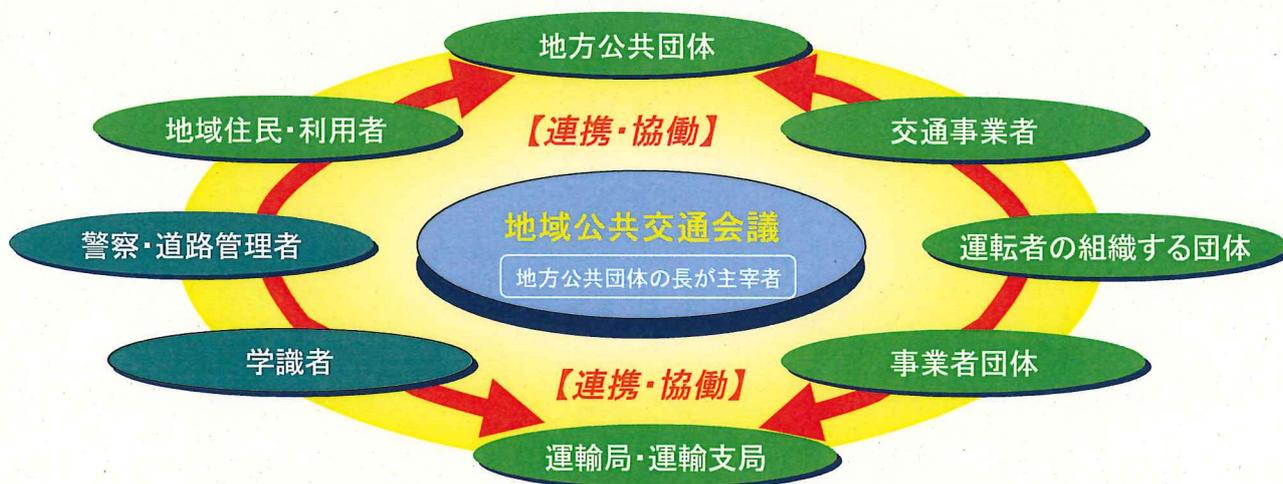


国土交通省

中部運輸局

## 地域公共交通会議とは？

「地域公共交通会議」は、地域のニーズに応じた多様な形態の運送サービスの普及を促進し、旅客の利便を向上させるため、地域の実情に応じたバス運行の態様及び運賃・料金、事業計画等について、地方公共団体が主宰者となり、地域の関係者による合意形成を図る場として、平成18年10月の改正道路運送法に位置づけられました。



地域での合意・形成

経路の設定(路線の新設・変更)、停留所の設置や運賃設定等の手続きが簡略・弾力化

地域の多様なニーズに的確に対応した運送サービスを提供し、活力ある地域社会を実現

## 構成員とその役割は？

「地域公共交通会議」の構成員は、道路運送法施行規則第9条の3第1項で規定されているメンバーを必ず委員としていただく必要があります。

ただし、同法施行規則第9条の3第2項で規定されている、道路管理者、警察、学識経験者等は、主宰する地方公共団体が必要と判断し構成員に加えることが可能となっています。

構成員の主な役割	
市町村	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域住民の移動手段確保に対する責任者</li> <li>・地域の公共交通に関する課題への対応と地域の真のニーズの把握</li> </ul>
都道府県	<ul style="list-style-type: none"> <li>・広域的な視点からの指導・助言</li> <li>・複数市町村の取組みに対する調整</li> </ul>
地域住民・利用者	<ul style="list-style-type: none"> <li>・利用者の視点に立った地域における乗合輸送サービスの設定・運行計画策定への参画</li> <li>・地域の公共交通を支えるという視点から、自ら交通行動を行う主体として参画</li> </ul>
交通事業者	<ul style="list-style-type: none"> <li>・交通サービスの提供者として、ノウハウを活かした企画参画</li> </ul>
運転者が組織する団体	<ul style="list-style-type: none"> <li>・労働条件及び労働環境からの意見・提言</li> </ul>
事業者団体	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域交通ネットワーク構築のための事業者間調整</li> </ul>
警察・道路管理者	<ul style="list-style-type: none"> <li>・交通安全、道路管理の観点から、運行計画の円滑な実施に向けた指導・助言</li> </ul>
学識者	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域の合意形成を図る上での助言</li> </ul>
運輸局・運輸支局	<ul style="list-style-type: none"> <li>・先進事例等、各地での取組みの情報提供</li> <li>・地域の公共交通のあり方に関する指導</li> </ul>

主宰者の役割
<ul style="list-style-type: none"> <li>・会議の開催はもとより、地域の乗合輸送に関する相談、違反時の通報連絡体制、事故時の対応、利用者への苦情等に対応するため窓口を設置していただきます。</li> <li>・県が主宰者である場合についても、市町村において同様の窓口を設ける必要があります。</li> <li>・利用者等からの苦情等の連絡を受けた場合には、輸送の安全の確保等を通じ適切な運営を確保するため、構成員に通知を行い、地域公共交通会議で対応を協議し必要な指導を行っていただきます。</li> </ul>

## 具体的に何を行うのですか？

「地域公共交通会議」においては、地域の実情に応じた乗合運送の形態やサービス水準等について、具体的な協議を行うこととなっており、協議が整った内容を変更する場合においても協議を行うこととなります。また、持続可能な地域交通ネットワークを構築するうえで、必要に応じ、地域の交通計画を策定することもできます。

### 具体的な協議内容

- 運行の形態
  - 運賃及び料金
  - 路線、営業区域、使用車両等の事業計画
  - 運行時刻等の運行計画
  - 市町村有償運送の必要性
  - 收受する対価
- 等

## どのように会議を行えばいいのですか？

まず、地域公共交通会議を設置したときは公表していただきます。また、協議事項を記載した議事概要を公開するなど、会議は公開の原則により行っていただきます。

会議での合意事項は関係者が責任を持って実行していただくこととなります。その後、継続的に見直しを行うためのフォローアップを行うことにより、地域の公共交通を育てていきます。

### 幹事会（地域検討会）の活用

- ・申請内容の事前審査
- ・関係者の合意に関する部分を除き、公共交通会議の円滑な運営のための方法の審査 等

報告

地域公共交通会議

